

「運航規程審査要領細則」等の改正について

平成31年3月
国土交通省航空局
運航安全課

1. 背景

国際民間航空機関(ICA0)は、航空機乗組員の疲労(睡眠不足や生体リズム等の影響で判断力や注意力が欠如した状態)により操縦ミスが起こり航空事故に繋がる事態を踏まえ、平成28年に11月に航空当局の定める乗務時間の上限や必要な休養時間の基準について考慮すべき詳細な事項等を記載したドキュメント(ICA0 Doc9966)を改正しました。

国土交通省では、当該ドキュメントに基づき平成29年4月に航空会社に対し操縦士の疲労情報を収集・改善を図る体制を義務付けるとともに、その状況を踏まえて、昨年7月より有識者検討会を設置し、我が国の疲労管理基準について、欧米の基準等を参考に検討を進め、平成31年3月29日にとりまとめを行いました。

本邦航空運送事業者における操縦士の乗務割の基準は、運航規程審査要領細則(平成12年1月28日付、空航第78号)において具体的に定められているところ、このとりまとめを受け、以下の通り所要の改正を行います。

2. 改正の概要

平成31年3月29日にとりまとめられた「操縦士の疲労管理について」(別添1, 別添2参照)の内容に基づき、運航規程審査要領細則等を以下の通り改正する。

1. 操縦士の乗務時間に関する上限基準の変更
(日中帯の2人編成で国際線の場合:連続12時間から連続10時間へ変更 等)
2. 飛行勤務時間(勤務開始から乗務終了までの時間(乗務前ブリーフィング等を含む))に関する上限基準の新設
(日中帯の2人編成で飛行回数が2回の場合:最大13時間 等)
3. 必要な休養時間(飛行勤務前の休養、定期的な休養等)の明確化
(勤務終了後から次の飛行勤務までの間に少なくとも10時間の休養が必要 等)
4. 乗務時間帯、飛行回数、時差などを考慮した基準の設定
(時差のある地域の運航後は、時差の大きさに応じた休養時間が必要 等)
5. その他所要の改正

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:平成31年6月頃 (施行については別途調整)